

社会保険労務士業務内容・報酬一覧

第1 顧問報酬

顧問報酬とは、社会保険労務士業務のうち、次に掲げる法令に基づいて行政機関等に提出する書類の作成、申請等（審査請求を除く）の提出代行若しくは事務代理並びに労働社会保険諸法令に関する事項の相談・指導の業務を月単位により継続的に受託する場合に受ける報酬である。

- (1) 労働基準法（就業規則、諸規定等作成・変更及び人事・労務管理に関する事項を除く）
- (2) 労働者災害補償保険法
- (3) 雇用保険法（雇用継続給付及び二事業に係る給付および助成金申請を除く）
- (4) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（新規適用・廃止、労働保険概算・確定保険料申告を除く）
- (5) 労働安全衛生法（許認可申請、設計・作図・強度計算、現場確認等を要するものを除く）
- (6) 健康保険法、厚生年金保険法（健康保険・厚生年金保険標準報酬月額算定基礎届、新規適用・廃止手続き、健康保険組合・厚生年金基金編入手続きを除く）
- (7) 国民年金法（被保険者がなすべき手続事務を除く）

人数	報酬月額	人数	報酬月額	人数	報酬月額
4人以下	20,000円	50～69人	80,000円	250～299人	220,000円
5～9人	30,000円	70～99人	100,000円	300～349人	250,000円
10～19人	40,000円	100～149人	130,000円	350～399人	300,000円
20～29人	50,000円	150～199人	160,000円	400～499人	350,000円
30～49人	60,000円	200～249人	190,000円	500人以上	別途協議

- (注)人数は事業主（常勤役員を含む）と従業員（短時間労働者を含む）を合わせた数である。
 (注)顧問報酬を受ける場合の労働保険概算・確定保険料申告は報酬月額の0.5か月分、健康保険・厚生年金保険標準報酬月額算定は報酬月額の1か月分とする。
 (注)入退社人数（概ね年間合計25%以上）、業務内容などにより協議のうえ変更する場合がある。
 (注)相談業務のみの場合は上記金額の50%を目安に相談内容・頻度を勘案のうえ決定する。

第2 給与計算業務報酬

- (1) 初期導入料金 業務内容を勘案し協議の上決定する。
 - (2) 基本計算料金（基本料金と計算料金の合計額）
基本料金（月額） 20,000円 計算料金 1人につき1,000円
 - (3) 賞与等臨時計算
基本料金 20,000円 計算料金 1人につき500円
 - (4) 給与計算に付随する年末調整などの業務については業務内容・範囲を勘案し協議の上決定する。
 - (5) 勤怠集計、諸用紙その他にかかる費用は別途請求できるものとする。
- (注)入退社人数、業務内容などにより協議のうえ変更する場合がある。

第3 手続報酬

手続報酬とは、社会保険労務士業務のうち、顧問報酬に含まれない書類の作成及び提出の事務又はそれらを個別に受託した場合に受ける報酬である。ただし、労働社会保険諸法令に基づく帳簿書類の作成が付随する場合には、別途依頼者と協議する。

1 関係法令に基づく諸届等

(1) 諸届、報告	20,000円	(2) 許認可申請	30,000円
-----------	---------	-----------	---------

2 就業規則、諸規定等の作成・変更

(1) 就業規則	200,000円～
(2) 就業規則の変更	100,000円～
(3) 賃金・退職金・旅費等諸規定	各 50,000円～
(4) 育児・介護休業等諸規定	各 50,000円～

ただし、この就業規則等は、一般的なものであるため、考案を要し、内容が複雑多岐にわたる場合は別途協議のうえ決定する。

3 労働・社会保険の新規適用、廃止届

(1) 新規適用

規模	法令	健康保険・厚生年金保険	労災保険・雇用保険
1人～4人		各 20,000円	各 20,000円
5人～9人		各 25,000円	各 25,000円
10人～19人		各 30,000円	各 30,000円
20人以上		一人増すごとに 1,000円	

(2) 適用廃止

規模	法令	健康保険・厚生年金保険	労災保険・雇用保険
10人未満		40,000円	40,000円
10人以上		一人増すごとに 2,000円	

ただし、廃止手続に伴う離職証明書並びに任意継続被保険者等に関する各種手続を行う場合は、1件につき 5,000円を加算する。(注)規模欄は被保険者数とする。

4 健保組合・厚年基金への編入

10人未満・100,000円	20人未満・130,000円	30人未満・150,000円	30人以上・協議
----------------	----------------	----------------	----------

5 保険料の算定・申告

法令 規模	健康保険・厚生年金保険月額算定基礎届・月額変更届	労働保険料概算・確定申告		
		継続事業	一括有期事業	有期事業
1～9人	50,000円	25,000円	工事件数 24件 未満 40,000円 24件以上 48件 未満 60,000円 48件以上協議	40,000円
10～19人	60,000円	30,000円		
20～29人	70,000円	35,000円		
30～49人	80,000円	40,000円		
50～69人	100,000円			
70人以上	協議	協議		

(注1) 二元適用事業及び海外派遣者の特別加入等が2件以上になる場合、申告書1件ごとに20,000円を加算する。

(注2) 規模欄は被保険者数とする。

6 保険給付請求等

項目	種別	一般的なもの	複雑なもの
健保・労災給付請求		20,000円	協議
年金(老齢・基金)給付請求		20,000円	
年金(遺族)給付請求		50,000円	
年金(障害)給付請求		事務費 20,000円 年金受給額 1.0ヵ月分	
労災保険(障害・遺族)給付請求		50,000円	
高年齢雇用継続給付・育児休業給付に係る給付申請		証明書(確認票を含む) 1件につき 10,000円 支給申請1回 5,000円	
第三者行為による傷病(災害)届		50,000円	
その他の申請等		20,000円	

(注)「一般的なもの」とは、比較的時間を要することなく定期的に報告又は届出を要する書類等を作成するものをいう。

(注)「複雑なもの」とは、書類の作成等にあたり相当な時間又は高度の技術を要するものをいう。

7 労働社会保険諸法令に基づく各種助成金・奨励金の給付申請

一つの申請・請求毎に基本料金 50,000 円に助成額の 10%を加算した額とする。ただし、相当程度の困難が伴う案件、助成額が 5,000 万円を超えるものについては、その超える部分についての加算率は、別途依頼者と協議する。

8 その他の各法関係

(1) 職業安定法

求人者の申込（1 件につき） 一般 20,000 円

(2) 労働者派遣法

① 労働者派遣事業許可申請	250,000 円
② 労働者派遣事業更新申請	150,000 円
③ 労働者派遣事業廃止届	50,000 円
④ その他の申請・報告・届・変更	20,000 円

(3) 最低賃金法

適用除外申請 20,000 円

(4) 船員保険法・国民健康保険法・老人保健法・国民年金法・児童手当法等については、健康保険法・厚生年金保険法の手続報酬に準ずる。

(5) 労働社会保険諸法令及び行政不服審査法に基づく不服申立て

審査請求	100,000 円	異議申立	100,000 円	再審査請求	150,000 円
------	-----------	------	-----------	-------	-----------

ただし、これを基本料金とし、相当程度の時間を要するもの、業務内容が特殊なもの、複雑なもの及び高度な知識を要するものについては、依頼者と別途協議し加算する。

(注) 社会保険労務士法第 17 条第 2 項の規定による事務の報酬は、この手続報酬のうち相当する事務の報酬を準用する。

第 4 相談等報酬

1 作業報酬 作業報酬とは、依頼を受けた業務以外に発生する書類作成やデータ集計に係る業務に対する報酬である。	1 時間につき 6,000 円
2 相談報酬 相談報酬とは、労働社会保険諸法令につき、依頼を受けた都度、相談に応じる場合に受ける報酬である。高度な知識を要するものについては、別途依頼者と協議する。	1 時間につき 10,000 円
3 立会報酬 立会報酬とは、関係官庁が行う調査等にあって、立会う場合に受ける報酬である。(注)立会報酬は、顧問契約の有無にかかわらず受けることができる。	1 時間につき 10,000 円
4 調査報酬 調査報酬とは、依頼を受けた業務に付随して、調査、資料収集等特別な業務に従事した場合に受ける報酬である。	1 時間につき 6,000 円
5 講師等報酬 講師等報酬とは、労働社会保険諸法令に関する講演等の依頼を受けた場合に受ける報酬である。ただし、資料作成代及び高度な知識・調査を要するものについては別途依頼者と協議する。	1 時間につき 50,000 円

第4 旅費・日当・宿泊料

旅費・日当・宿泊費は、依頼業務に関し出張した場合に受けるものとする。

旅費	鉄道、航空機、船	実費
宿泊費		実費
日当（往復時間を含め6時間以上を1日とする）		1日 50,000円

第5 報酬の特例

1 報酬の特例

- (1) 業務内容が複雑多岐にわたる場合又は相当時間を要する場合は、依頼者と協議する。
- (2) 手続報酬の欄に記載されていない労働社会保険諸法令に関する事務を行う場合は、依頼者と協議する。
- (3) 手続報酬の事務のうち、当該事務が顧問報酬に含まれるものとして契約した場合においても、非常に頻度の高い事務については、依頼者と協議のうえ別途定めることができる。
また、企画・立案・実施など実務を伴う場合は、別に第2の手続報酬又は第3の人事・労務管理報酬を受けることができる。
- (4) 労働社会保険諸法令に基づく事務のうち一部について契約する場合の報酬は、次の比率を目安として算定するものとする。
 - ① 健康保険・厚生年金保険について契約する場合 60%
 - ② 雇用保険、労災保険について契約する場合 60%
 - ③ 上記以外の契約は①②に準ずる

2 緊急依頼

特に緊急を要するものについては、報酬額の20%を加算することができる。

3 新規受託時の着手料

受託にあたっては、着手料として次の額を受けることができる。

顧問報酬を受ける場合	業務内容を勘案し協議の上決定する。
手続報酬を受ける場合	当該報酬額の範囲内
人事・労務管理報酬を受ける場合	当該報酬額の50%以内

4 建設業・造船業・林業の報酬

建設業・造船業及び林業については、50%までを加算することができる。

5 解約の報酬

依頼者の都合により着手後に解約する場合には、所定の報酬額の全額を受けることができる。

6 災害、その他特別の事情がある場合の報酬

依頼者に災害その他特別の事情がある場合は、報酬を減免することができる。

第6 その他

1 消費税、印紙代、手数料その他等

本報酬に係る消費税、手続関係書類提出に必要な印紙代及び公的機関に納付する手数料等は、報酬とは別に受けるものとする。